



2020年 5月 13日

各 位

会社名 第一工業製薬株式会社
 代表者名 代表取締役会長兼社長 坂本 隆司
 (コード番号 4461 東証一部)
 問合せ先 常務取締役 管理統括 山路 直貴
 (TEL 075-323-5822)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について2020年6月24日開催予定の第156期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、2018年にライフサイエンス事業に関連する二社を迎え入れ、新しく事業展開を進めてまいりました。今般、新たに医療機器分野について事業参入を図り、当社グループの「ユニーク」な技術と素材を活かして、人の生命・健康の保持、疾病の治療と予防に貢献するため、現行定款第3条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) これらの他、一部記載の修正等、定款の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の各製品およびその応用製品の<u>製造、加工および販売ならびに輸出入</u></p> <p>(1)~(3) (条文記載省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の各製品およびその応用製品の<u>開発、設計、製造、加工、販売および輸出入ならびにそれらの受託および委託</u></p> <p>(1)~(3) (現行どおり)</p>

<p>(4) <u>医薬品、医薬部外品、医療用化学材料および動物用医薬品</u>ならびに化粧品および化粧品</p> <p>(5)～(9) (条文記載省略)</p> <p>2. <u>前号各製品の原料、材料の製造、加工および販売</u></p> <p>3. <u>前各号に関連する機械、器具、装置の設計、製作、据付および販売</u></p> <p>4. ～10. (条文記載省略)</p> <p>11. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></p>	<p>(4) <u>医薬品、医薬部外品、医療用化学材料、体外診断用医薬品、医療機器、医療材料、動物用医薬品および動物用医薬機器</u>ならびに化粧品および化粧品</p> <p>(5)～(9) (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項各号各製品の原料、材料の製造、加工および販売</u></p> <p>3. <u>第1項各号に関連する機械、器具、装置の設計、製作、据付および販売</u></p> <p>4. ～10. (現行どおり)</p> <p>11. <u>前各項に付帯関連する一切の事業</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p><u>前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p><u>その場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役、役付取締役および取締役相談役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、これを代表取締役とする。</p> <p><u>前項のほか取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定し、その一部を代表取締役とすることができる。</u></p> <p>取締役会は、その決議によって取締役相談役を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役、役付取締役および取締役相談役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、これを代表取締役とする。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役会長1名<u>ならびに</u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定し、その一部を代表取締役とすることができる。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役相談役を定めることができる。</p>
<p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第26条 取締役会招集の通知は、会日から<u>5日前</u>に各取締役および各監査役に対し発する。</p> <p>ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第26条 取締役会招集の通知は、会日から<u>5日前までに</u>各取締役および各監査役に対し発する。</p> <p>ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>

<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役会招集の通知)</p> <p>第35条 監査役会招集の通知は、会日から<u>5日</u>前に各監査役に対し発する。 ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第6章 計算 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役会招集の通知)</p> <p>第35条 監査役会招集の通知は、会日から<u>5日前までに</u>各監査役に対し発する。 ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第6章 計算 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>そのほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）： 2020年6月24日（水曜日）
定款変更の効力発生日（予定）： 2020年6月24日（水曜日）

以 上